

別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。)及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1枚目

長

辺

無線局事項書及び工事設計書										
1 免許の番号			(局分)							
2 申請(届出)の区分			☐ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許							
3 無線局の種別コード										
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由										
5 法人団体個人の別			☐ 法人 ☐ 団体 ☐ 個人							
6 住 所			都道府県—市区町村コード [] 〒(—) 電話番号() —							
7 氏名又は名称及び代表者氏名			フリガナ							
8 希望する運用許容時間										
9 工事落成の予定期日			☐ 日付指定： . . ☐ 予備免許の日から 月 目の日 ☐ 予備免許の日から 日 目の日							
10 運用開始の予定期日			☐ 免許の日 ☐ 日付指定： . . ☐ 予備免許の日から 月 以内の日 ☐ 免許の日から 月 以内の日							
11 無線設備の設置場所又は常置場所		区分	☐ 設置場所 ☐ 常置場所							
		住所	都道府県—市区町村コード []							
		船舶名	フリガナ							
		主たる停泊港又は定置場								
12 移動範囲			基本コード []		付加コード []					
			基本コード []		付加コード []					
13 無線局の目的コード							☐ 従たる目的			
14 通信事項コード										
15 通信の相手方										
16 識別信号										
17 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力										
線 工 事 設 計 書 (検 定 合 格 機 器 又 は 適 合 表 示 無 線 設 備 を 使 用 す る 場 合 に 限 る 。)	18 送信機	ATIS番号								
		個体識別コード								
		検定番号								
		適合表示無線設備の番号								
		製造番号								
	19 空中線	空中線型式等	基本コード		付加コード		偏波面コード			
		高さ(m)								
		利得(dBi)								
	20 附属装置	コード	補足事項							
	21 その他の工事設計			☐ 電波法第3章に規定する条件に合致する。						
	22 備考									

2枚目

長

辺

23 無線局の区別		(局分)			
工事設計書(検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。)	24 送信機	通信方式コード			
		通信路数			
		ATIS番号			
		個体識別コード			
		周波数	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		
			定格出力(W)		
			低下させる方法コード		
			低下後の出力(W)		
	変調方式コード				
	製造番号				
	25 空中線	空中線型式等	基本コード	付加コード	偏波面コード
		高さ(m)			
		利得(dBi)			
	26 給電線等	給電線損失(dB)			
共用器損失(dB)					
その他損失(dB)					
27 空中線に関するその他の事項		☐ 構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。			
28 附属装置	コード	補足事項			
29 その他の工事設計		☐ 電波法第3章に規定する条件に合致する。			
30 添付図面		☐ 無線設備系統図			
31 備考					

短

辺

(日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請 の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18(注1) 19(注1) 20(注1) 21(注1) 22(注1) 23(注2) 24(注2) 25(注2) 26(注2) 27(注2) 28(注2) 29(注2) 30(注2) 31(注2)	(注1) 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合に限る。 (注2) 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する場合を除く。
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	1(注) 2 3 4 5 6 7 16 当該変更に係る記載欄	(注) 予備免許中の変更を除く。
3 再免許の申 請の場合	1 2 3 4(注) 5 6 7 8 16 17	(注) 第15条第1項の規定により申請書にその記載の省略を受けた無線局を除く。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (2) 簡易無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局について第15条の2の2第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。)の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

- (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、遭難自動通報局(開設又は継続開設の場合に限る。)並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。
- (2) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び第15条第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。
- 11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、次によること。
- (1) 区分の欄は、該当する□にレ印を付けること。
 - (2) 住所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所(船舶を設置場所とする場合を除く。)を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
 - (3) 船上通信局であつて、船舶を設置場所又は常置場所とする場合は、船舶名の欄にその名称(フリガナを付けること。)を記載するとともに、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。
 - (4) 携帯局であつて、船舶又は航空機を常置場所とするものにあつては、主たる停泊港又は定置場の欄にその名称を記載すること。
- 13 12の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、「全国」、「全国(沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。
- 14 13の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 15 14の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。
- 16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

17 16の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)

18 17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

(1) 電波の型式は、次によること。

ア 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。

イ 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

ウ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。

(ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記 載 方 法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

(3) 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第32条の24の2に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載すること。

(4) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

19 18の欄は、次によること。

(1) ATIS番号の欄は、設備規則第9条の2第1項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。

- (2) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。
- (3) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に記載すること。
- (4) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (5) 製造番号の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造番号を記載すること。また、第15条の2の2第2項(同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

20 19の欄は、次によること。

- (1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。また、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

- (2) 高さの欄は、次によること。ただし、移動する無線局及び構内無線局は記載を要しない。

ア 検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局の場合は、その地上高を記載すること。

イ 船上通信局の場合は、航海船橋からの空中線の高さを記載すること。

- (3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

21 20の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。

22 21の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致する場合は、□にレ印を付けること。

23 22の欄は、次によること。

- (1) 船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局は、その船舶又は航空機の所有者を記載すること。
- (2) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)又は第17条の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1

項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。

(3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(4) 狭帯域デジタル通信方式の無線設備(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、チャンネル間隔が25kHz、時分割多元接続方式のものであつて、255MHzを超え275MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用する陸上移動局及び携帯局のうち、陸上移動局相互間又は携帯局相互間の通信に用いられる周波数の選択が手動でのみ行われるもの(無線局の通信事項が防災行政事務に関する事項のものに限る。)にあつては、当該周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用している旨を記載すること。

(5) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(6) 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)にあつては、緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。

(7) 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。)又はローカル5Gの無線局(施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。)にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(8) ローカル5Gの無線局(施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。)にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

(記載例)

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

(9) 設備規則第49条の19の2に規定する22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備のうち、22.5GHzから23.0GHzまでの周波数を使用するものにあつては、その無線設備の主な使用場所の緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」のように記載するとともに、空中線について真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

(10) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

24 23の欄は、16の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載し、簡易無線局、陸上移動局、携帯局又は船上通信局について第15条の2の2第2項の規定により一括して記載する場合は、その局数を

記載すること。

25 24の欄は、次によること。

(1) 通信方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 通信路数の欄は次によること。

ア 多重無線設備〔ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。〕の場合に限り記載すること。

イ 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数(通信路容量と同一でない場合に限る。)を「96ch(48ch)」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。

ウ 狭帯域デジタル通信方式の無線設備にあつては、上記による記載のほか次によること。

(ア) 時分割多重方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりに多重する数を記載すること。

(イ) 時分割多元接続方式の無線設備にあつては、一の搬送波当たりのチャンネルの数を記載すること。

(3) ATIS番号の欄は、注19の(1)によること。

(4) 個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。

(5) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例)

「32K0 G7W 810.050MHzから810.275MHzまでの25kHz間隔の10波」又は「F3E 450MHzから469MHzまでの12.5kHz間隔の1521波」

(6) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(7) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(8) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。

(9) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(10) 製造番号の欄は、注19の(5)によること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

26 25の欄は、次によること。

(1) 基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード

- 表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 高さの欄は、注20の(2)によること。
- (3) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。
- 27 26の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。
- 28 27の欄は、空中線の別に、次により記載すること。
- (1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
- (2) 26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直(傾斜)部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。
- (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。
- 29 28の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
- 30 29の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
- 31 30の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線、周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。また、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線の接続系統を記載すること。
- 32 31の欄は、注23に準じて記載すること。
- 33 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
- 34 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 35 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 36 無線局事項書及び工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
- 37 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。